



2015
0527



すずしん



県議会議員って知らない!?



4月に行われた県議会議員選挙で14,776票を賜り、再び県議会議員として働かせて頂くことになりました。皆様から寄せられたご期待にしっかりお応えできるよう、全力で活動していきます。引き続き、ご理解、ご指導を賜りますよう切にお願い致します。

選挙前、そして選挙期間中に「県議会議員って何をしているのかよく分からない」「政令指定都市に県議会議員はいらないのでは」というご質問やご意見を多くの方から頂きました。これまでの4年間、この「すずしん」やブログ、県政報告会、そして「すずしんラジオ」等を通じて、自分なりに、県政における課題や県議会議員としての活動内容をなるべく分かり易くお伝えしてきたつもりですが、まだまだ不十分であることを痛感致しました。そこで改めて、特に政令指定都市における県議会議員の役割についてお話ししたいと思います。

県議会議員の役割とは？

県議会や県庁に身近さや必要性を余り感じられない理由の一つに、普段の生活で県庁に殆ど行くことがない点が恐らくあります。特に政令指定都市である静岡市の場合、例えば道路についてご要望があったとしても、その多くは静岡市所管の話となりますので（とは言え、何かありましたら遠慮なく私までお気軽にご相談下さい）県議会議員はいらないのではないかと思います。思われるのも無理もないのかもしれません。

しかし、まず忘れてならないのは、静岡市民も多額の税金を県の事業のために納めている点です。年間約1兆2千億円もの静岡県一般会計歳入の約4割、4千億円以上が県税です。その中で最も多いのが個人県民税（平成25年度決算額約1370億円）で、その約2割（同約270億円）を静岡市民が納めています。また、毎年5月末までに納めなければならない自動車税も県税です。他にも、個人事業税、自動車取得税、軽油引取税、不動産取得税等を私達静岡市民は県税として納めています（裏面参照）。

ですから、静岡市の県議会議員の重要な役割の一つとして、静岡市民が納めた税金が適切に使われているかどうか納税者の立場に立ってチェックすると同時に、県知事や担当部局に対し、市民の皆さんからのご要望やご意見を踏まえた政策提言をすることが必要となります。

また、身近で分かりやすい県の組織・業務の一つに警察（静岡県警察本部）があります。そして静岡市内に数多くある県有施設（グランシッ

プ、草薙総合運動場、県営住宅、県立病院、県立高校、県立大学等）の在り方についても、当然ながら県議会でも議論しています。

市町単位よりも県全体で取り組むべき課題や県内共通のルールとして定めるべき事柄を規定したものが県の条例です。私が昨年重点的に取り組み実現した「危険ドラッグ撲滅条例」もその一例です。また私の所属会派「ふじのくに県議団」が提案し昨年成立した「観光振興条例」も、県全体が一丸となって観光施策を推進することを目指したものです。県条例は静岡市民にも適用されますので、静岡市民の意見を反映させる県議会議員の役割はやはり重要です。

政令指定都市の県議会議員は減らせる！

一言でいえば、静岡市が静岡県に属している限り静岡市にも県議会議員は必要です。しかし、政令指定都市には他の市町よりも多くの権限、

財源が県から移管されています。例えば、政令指定都市化に伴い県道の管理は静岡市へ移管されました。静岡市の権限が強化されている分、県議会議員の役割は小さくなっているといえるのですから、定数は減らすべきでしょう。

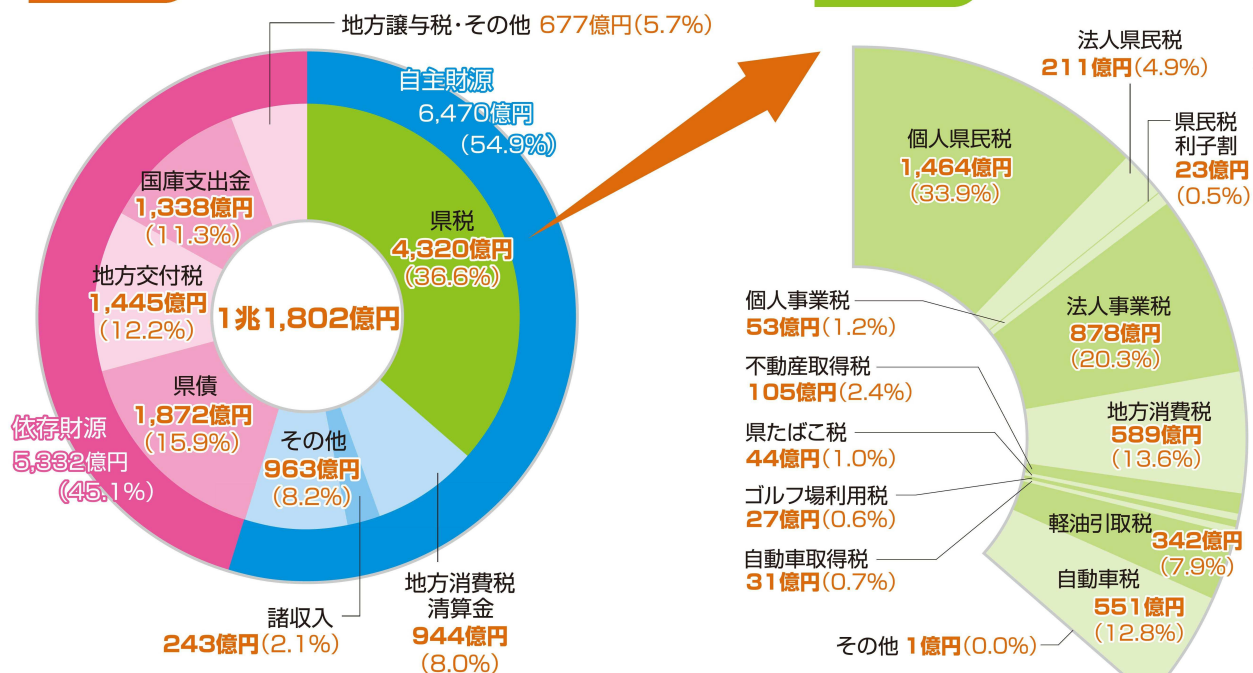
現在の駿河区の県議会議員の定数は4で、議員1人当たりの人口は約5万3千人（平成22年国勢調査）、最も少ない選挙区（浜松市天竜区（定数1）約3万4千人（同））の約1.6倍です。定数を3にした場合、1人当たり人口の格差は約2.1倍程度ですので、例えば、駿河区については定数3にすべきではと以前から考えています。但し、単に議員定数を減らすだけでは県議会の機能低下につながりますので、県議会事務局に政策担当の専門スタッフを配置する等の機能強化も同時に図るべきです。

今後も、より分かり易い県政報告を目指して参ります。率直なご意見、ご質問をお寄せ下さいますようお願い致します。

歳入予算 1兆1,802億円

静岡県歳入予算（平成26年度）

県税収入 4,320億円



私達は様々な形で県税を納めています。使われ方に注目していきましょう！（グラフは県作成資料）

お読み下さりありがとうございます。『すずしん』に関するお問い合わせは…

静岡県議会議員すずきさとる事務所 〒422-8041 静岡市駿河区中田1-11-19

電話 054-281-3715 FAX 054-281-3716 E-mail: mail@suzukisatoru.net

開所時間：月～金（休祝日除く）9時～15時 ※南幹線沿いにあります



● 地元に根ざした事務所を目指しています。県議会について話を聞きたい、どこに相談していいのかわからないという方、遠慮なくご連絡下さい！ すずきさとる

すずきさとるの
すずしんラジオ

毎月第4金曜日
午後3時10分
FM・Hi!で放送中

76.9
FM・Hi!